

議案第48号

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例の制定について

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成29年6月8日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正に伴い、西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため。

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成29年西脇市
条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に1条を加える改正規定のうち第3条第1項第2号中
「同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第
5条の4の2第6項」を「同法第314条の7、同法附則第5条の4第
6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。